広報向日町

発行所
京都府乙訓郡向日町
大字向日小字南山三
電話向日町18・218番
編集
向日町役場 総務課

町議会の審議から

8月22日……町議会臨時会
10月4日……町議会臨時会

八月臨時町議会
各常任委員改選される

本町臨時町議会は去る八月二十二日町会議室において開かれ議会各常任委員会委員が八月二十一日をもって任期満了となったため改選しそれぞれ次のように決定した。

財政委員会
委員長　清水仙太郎
副委員長　渡辺利一郎
委員　上田宗太郎
〃　山口重次郎
〃　奥山伊太郎
〃　梨田　熙平

文教消防委員会
委員長　真鍋　一
副委員長　野口　宗一
委員　岡田孝太郎
〃　岡崎　利一
〃　長谷川清次

社会厚生委員会
委員長　辻岡　一
副委員長　木村　繁雄
委員　梶　清一

事業委員会
委員長　清水庄一郎
副委員長　黒田治郎吉
委員　島田　貞一
〃　石井熊三郎
〃　五十嵐米國
〃　長谷川弱之助
〃　布施留三郎
〃　杉原龍太郎

なお乙訓郡五ケ町村一部組合乙訓中学校組合議会議員と乙訓病舎組合会議員の改選があって次の諸氏が選出された。

向日町外四ケ町村乙訓中学校組合会議員　杉原龍太郎
向日町外四ケ町村乙訓病舎組合会議員　梶　清一

新議長に上田宗太郎氏
副議長は石井熊三郎氏
第三回臨時町議会

第三回向日町議会臨時会は去る十月四日に開会され申合せによって二年の任期であった、正副議長辞表の承認があったのでへき頭議長の選挙があって、引続き議員の身分に関する条件の一部を改正する条例等他七案件の提出があり満場一致可決承認があった。

新教育委員に
岡崎三保子氏再任

向日町教育委員会委員岡崎三保子氏は九月三十日をもってその任期満了となったが、去る十月四日の町議会臨時会において後任委員として再選同意があって再任された。

戸籍のお知せ
來年四月の戸籍の改製

昭和二十二年五月三日刑法の新憲法に基いて家の家族制度が廃止となり、戸籍においても氏制度によって一つの戸籍を編製せられることになったので、今日までは婚姻、出生の届出があったときに夫婦及び子をもって一つの戸籍を編製したのであるが、本年六月一日法務省令第二十七号を以って戸籍法の一部が改正され、昭和三十三年四月一日から向う三年間に全般的に改製しなければならないことになりましたので、従来の戸籍にあったように夫婦及び子を編製したり、孫とか甥、姪とかいったようなことがなくなって、これ等は父母と共に一つの戸籍に改製することになります。

そこで前に述べたとおり今度の改製は氏を基として夫婦又は親子を中心に一つの戸籍ができるため夫婦の婚姻が行政当時夫婦姻又は嫡子子縁組等とした方は、現行法から見て妻の氏を称する婚姻をしたものとして取扱われるためにこれ等戸籍を改製するときには妻を筆頭者として編製することになるのです。

しかしながら右夫婦から戸籍の記載順序の変更について申出があったときは、夫を筆頭者として戸籍を編製することができることになっておりますから特に必要のある方は昭和三十三年四月一日までに本籍市町村長宛申し出下さい。

◇申出書様式は次の通り◇

申出書

戸籍の表示　乙訓郡向日町……
筆頭者　何　某
夫　何　某
妻　何　某

右夫婦につき昭和三十二年法務省令第二十七号により改製される戸籍の筆頭を夫とされたい。

右戸籍記載の順序に関する申出をします。

昭和三十二年四月一日

申出人
住所　夫　何　某
生年月日
妻　何　某
生年月日

本籍市区町村長殿

向上の一途をたどる
「成人講座」や「話合い会」

向日町教委では、教育、婦人、一般教養など各種の個目をとらえて、毎月成人講座を開いております。回を重ねてくるにつれて、ただ講師の話をきくというだけでなく、国目を中心として、話合い、講師ともどもに意見を交える。学級界隈を見られるようになったことは、大へん嬉しい発展です。皆さんの多数の御参加を期待しております。

去る九月十四日には向日町選挙管理委員会と共催で、婦人問題をとりあげ「婦人問題」のテーマで、京都新聞政治部長、野田研助氏の講演をききました。国際関係につながる日本現下の政治、経済問題とわれわれの生活に及ぼす社会問題についてお学習することができました。

政治経済や社会問題が、われわれの生活にどんな身近かな関係があるか、お互の問題解決の中にある婦人問題を、もっとみつめていきたいものです。熱心な参会をいただいて有益な催しをよろこばれました。

写真は話合い会風景

良い米は乾燥から
産米改善運動の実施

米の乾く、品質の調整や量目の欠減の主なる原因となり、又貯蔵に著しく調整の不良や支障を来たすなど、その影響する良なること、検査結果本運動が実施されますので、の等級が何れ関係機関からの表彰もなされることと思いますが充留意して減少のないようにして下さい。

◇乾燥の改善◇
刈干し、ひしろ干しの励行
多湿な場合の火力乾燥
醗酵米の防止
脱穀米の防止

◇調製の改善◇
もみ摺機の習熟と米粒機の利用
精白米の仕分調整の励行

◇包装荷造の改善◇
包装重量の統一
正味重量の厳守
無せんに実重量の記載

もれていないか
誤載はないか

本年九月十五日現在向日町に住んでいて三ケ月になる選挙人の方の基本選挙人名簿を調製することになって、すでに皆さんから選挙人名簿調査のための調査票を各世帯に配付し本町選挙管理委員会において近く調製を終り、期間をもうけて縦覧していただくことになっています。この名簿から自分の名前が洩れたり誤って登載してあった場合、この期間中であれば異議申立ってきすることが出来るようになっていますから選挙人の方々は一人でも多く縦覧して頂き、もしそのようなことがあるときは異議の申立てをして下さい。その申立が正当であれば名簿を修正することが出来ることになっています。

選挙人名簿縦覧期間は　十一月五日から十一月十九日まで
場所は向日町役場で

知っておきましょう
所得税法の改正要点

昭和三十二年度税制改正で所得税法の改正の主なる改正点は左記の通り。

一、基礎控除、扶養控除の引上げと税率の引下げによる所得税の減税

二、生命保険料の限度額の引上げ等の各種控除に関する改正

三、資産所得の世帯合算制度の新設

四、名義株の預り配当に関する支払調書の提出

などである。以下これらの改正の内容を簡単に説明します。

◎基礎控除及び控除の引上げ

基礎控除額は従来八万円であったが一万円引上げられて九万円となり扶養控除額は一人目の扶養親族の控除額を一万円ずつ引上げて五万円（従来は四万円）とされた。又この扶養控除の引上げに伴なって、扶養親族の範囲が拡がり納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で各種の所得金額の合計額が五万円（従来四万円）以下の者を扶養親族として取り扱うことになった。

ただし昭和三十二年分においては減税を四月から実施することになっているので九ケ月分（四分の三）だけの控除額の引上げが行われることになっている、従って基礎控除額は八万七千五百円、扶養控除も第一人目の扶養親族に係る扶養控除額は四万七千五百円ということになる。

◎給与所得控除限度額の引上げ

給与所得控除は従来は給与の収入金額の三〇％当相額控除額最高限度額八万円となっていたのを、収入金額四十万円までは三〇％、四十万円から八十万円までは一〇％（昭和三十二年分については七・五％）の給与所得控除を認め八十万円をこえる場合は限度額を十二万円（昭和三十二年分については十一万円）とすることになった。

◎生命保険料控除の限度額の引上げ

生命保険控除は従来払込保険料の三十一年は三〇％）とされていたが、これも二〇％に引下げ、さらに税制所得が一千万円をこえる者については、そのこえる金額に対応する控除率を一〇％とすることとされた。この場合配当所得は総所得金額に上積みされて所得税を課税されるから課税所得が一千万円をこえる場合は、配当所得の金額のうち、そのこえる金額に相当する金額について二〇％の控除率が適用され、残りの配当所得の金額については二〇％の控除率が適用される、又配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときはその配当所得の金額に対して一〇％の控除率を適用することになる。

◎資産所得の世帯合算制度の新設

資産所得の合算制度の概要は次のとおりである。

1、合算の対象となる所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得である。ただし利子所得は分離課税の行われている間は合算の対象とならない。

2、合算される親族の範囲は、生計を一にする夫婦とその子、又は生計を一にする夫婦とその孫である。夫婦は生計を一にする限り例外なく合算される。子及び孫は配偶者もしくは子女を有する場合、又は資産所得以外の所得の金額が九万円をこえる場合には、父母に合算される。

3、合算範囲内の親族については資産所得以外の所得（山林所得及び退職所得を除く）が最高の者を主たる所得とし、他の世帯員の資産所得を上積みして税率を適用し、算出税額をあん分して各人の税額を算出する。

4、合算される世帯員のうち資産所得の金額が五万円に満たない者がある場合にはその世帯員の資産所得は合算されない。

5、主たる所得者の所得と世帯員の合算される資産所得との合計額が二百万円に満たないときは合算は行われない。

6、右の合計金額が二百万円をこえると、にわかに所得税負担が重くなるが、これを調整するため当分の間その合算額が三百万円未満で政令で定める特定の場合には合算される。資産所得の五％に相当する調整控除が行われることになっている。

なお経過規定によって、昭和三十二年分の予定納税、予定申告については、この資産所得の合算課税の規定は適用されない。

◎概算控除制度の廃止

概算所得控除は雑損控除、医療費控除及び社会保険料控除のかわりに控除されるものであるが、この制度は控除の合理性がなく、税制を複雑化し、又今回の所得税の一般的な減税によって納税者の負担も相当軽減されることとなるという理由から、この概算所得控除の制度を廃止することとされた。

◎税制の簡単化のため予定納税基準額が三千円に満たないときは予定納税の義務がなくなって簡定申告書において一回に納付することが認められた。

もちろん、予定納税の義務がなくとも納税者が予定申告をして納付することは差支えない。

◎老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除に関する改正

1、勤労学生控除を受けられる勤務学生の範囲を拡張し自己の勤労による所得以外の所得の金額が九万円（従来八万円、昭和三十二年分は八万七千五百円）をこえず、各種所得の合計額が二十万円（従来十五万円、昭和三十二年分は十八万七千五百円）をこえないことと改められた。

2、障害者（扶助料基本年額が三万五千四百二十五円であるものに限る）も遺族年金に準じて取り扱うこととし公務扶助料を受ける寡婦は扶養親族がなくとも寡婦控除が認められることとなった。

3、税理の取り扱いも関連し公務扶助料を受ける遺族に対する老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除の税額控除額が他の遺族年金受給者と同様に七千円となった。

◎配当控除率の引下げ

配当控除率は従来二五％（租税特別措置法の規定により昭和三十年三十一年は三〇％）とされていたが、これも二〇％に引下げ、さらに税制所得が一千万円をこえる者については、そのこえる金額に対応する控除率を一〇％とすることとされた。この場合配当所得は総所得金額に上積みされて所得税を課税されるから課税所得が一千万円をこえる場合は、配当所得の金額のうち、そのこえる金額に相当する金額について二〇％の控除率が適用され、残りの配当所得の金額については二〇％の控除率が適用される、又配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときはその配当所得の金額に対して一〇％の控除率を適用することになる。

所得税第十一条の三として、新に資産所得の世帯合算制度が設けられた。

配当所得、不動産所得、利子所得等の資産所得については、その名義を家族の名義とするところより、世帯人の他の所得と合算して課される累進税率の課税を免れることとなる、とくに配当所得については株式を家族の名義にすることによって合算課税を免れるばかりでなく配当控除により相当高い所得額までは、ぜんぜん課税されないことになり極めて不合理な結果になっていた。

そこで今回資産所得の世帯合算の制度が設けられることとなったが、今回の改正では手続きの簡素化をねらって、合算所得二百万円以上の場合に限ってこれを適用することとしている。